

令和4年（2022年）から健康保険法が改正されます

1. 傷病手当金の支給期間の変更 令和4年1月1日施行

傷病手当金の支給期間は、支給開始日から起算して1年6ヵ月を超えない期間とされていますが、治療で長期間にわたり休暇をとりながら働くケースなど、治療と仕事の両立を支えるために、傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、働いた期間を除き、その支給を始めた日から通算して1年6ヵ月間となります。

※経過措置として令和2年7月2日以降に支給を開始した傷病手当金から適用されます。

2. 任意継続被保険者制度の変更 令和4年1月1日施行

●被保険者資格の喪失要件の追加

任意継続被保険者になると任意で脱退する規定がありませんでしたが、被保険者が保険者に申請することにより脱退できるようになります。保険者に申し出た場合において、その申し出が受理された日の属する月の翌月の1日に資格喪失することとなります。

●標準報酬月額の設定について

任意継続被保険者の保険料決定のもとになる「標準報酬月額」は、「退職前標準報酬月額」と「全被保険者の平均標準報酬月額」のうちの「低い額」が適用されていましたが、健保組合が規約を変更すれば「退職前の標準報酬月額*」とできるようになります。

（その他の一定の条件で健保組合が規約で定めた額も可）

※当組合では、従来どおりの適用としますので、規約の変更はありません。

3. 出産育児一時金の支給額の変更 令和4年（2022年）1月1日施行 （健康保険法施行令等の改正）

産科医療補償制度が見直され当該制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられ、出産育児一時金は、現行の40万4,000円から40万8,000円となります。出産育児一時金と産科医療補償制度の掛金の合計は42万円から変更はありません。

4. 育児休業中の保険料免除要件の見直し 令和4年10月1日施行

現在、月末時点で育児休業で出勤していなければ、その月の社会保険料が免除される仕組みとなっていますが、下記の要件が追加されます。

- 月末時点で復職していても月内に通算して2週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除する
- 賞与に係る保険料については1月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除対象とする